

平成29年 1月 1日から

「高年齢者雇用開発特別奨励金」の支給要件を変更します。

特定求職者雇用開発助成金（高年齢者雇用開発特別奨励金）は、以下のように支給要件の一部を変更しました。ご利用をお考えの方は、ご注意ください。

支給要件の変更 平成29年 1月 1日以降に雇い入れる場合

平成29年 1月 1日以降、65歳以上の方について、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用対象となることに伴い、本奨励金の対象労働者・事業主の要件が変わります。

	対象労働者の要件	
	現行	平成29年 1月 1日の雇入れから
	<p>(①～④の全てに該当する人)</p> <p>① 雇入れ日現在の満年齢が65歳以上の 人</p> <p>② <u>紹介日および雇入れ日</u>に以下のい ずれにも該当しない人</p> <p>(イ) 雇用保険の被保険者</p> <p>(ロ) (イ)以外の方であって、雇入れ に係る事業主以外の事業主と一 週間の所定労働時間が20時間 以上の雇用関係にある人</p> <p>③ <u>雇用保険の被保険者資格を喪失し た離職の日の翌日から3年以内に 雇い入れられた人</u></p> <p>④ <u>雇用保険の被保険者資格を喪失し た離職の日以前1年間に被保険者 期間が6か月以上あった人</u></p>	<p>(①②の両方に該当する人)</p> <p>① 雇入れ日現在の満年齢が65歳以上 の人</p> <p>② 紹介日に雇用保険の被保険者（一 週間の所定労働時間が20時間以上の 労働者など、失業等の状態にない場合 を含む）でない人</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
	<p>事業主の要件</p> <p>現行</p> <p>ハローワーク等の紹介により、1年以 上継続して雇用する労働者（一週間の 所定労働時間が20時間以上）として雇 い入れる事業主</p>	<p>平成29年 1月 1日の雇入れから</p> <p>ハローワーク等の紹介により、1年以 上継続して雇用する労働者（雇用保険 の高年齢被保険者）として雇い入れる 事業主</p>

- ▶ 本奨励金の受給に当たっては、このほか各種要件があります。
- ▶ 詳しくは、お近くの労働局・ハローワークにお問い合わせください。